

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

本宮市長 高 松 義 行



1. 協議を設けた区域の範囲

本宮13区（13区明るい農村散布会）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

4. 当該地区に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農業所得者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

将来農業の規模縮小や農地の委託希望者等、経営転換から生じた農地の維持対策として、13区明るい農村散布会による全体会議を開催し、中核的担い手育成課題等、農業経営の採算性や農業規模拡大による経営効率化を計画検討する。

また、管内の農地利用維持管理等、当エリア内における近代的な水田の基盤整備を検討しながら、担い手の確保を図りつつ、農地の維持確保を計画する。